

令和5年6月19日

自治会・町内会長 各位

横浜市西区明るい選挙推進協議会
会長 平野 周二

横浜市西区明るい選挙推進協議会推進員への就任について（依頼）

私ども西区明るい選挙推進協議会では、民主政治の基盤である明るい選挙の実現及び区民の皆様の投票参加の推進のため、「明るい選挙推進運動」を実施しております。

この運動の推進役として各地域団体の方に推進員として御協力をいただいております。つきましては、この会の趣旨について御理解をいただき、当推進員として御協力いただきたくお願い申し上げます。

1 活動内容

明るい選挙を推進する地域の推進役として、有権者を対象とした投票参加と選挙法令を守る明るく正しい選挙を醸成するための活動を行っていただきます。

2 任期

令和5年7月1日から令和7年6月30日まで

3 推進員の委嘱

委嘱式は行わず、当協議会からの委嘱状の送付をもって推進員を委嘱させていただきます。委嘱状は後日、各自治会・町内会長様に送付させていただきます。

担当 横浜市西区明るい選挙推進協議会事務局
(西区総務課統計選挙係)
山來・渡辺
電話 320-8315
FAX 322-9847

1 目的

明るい選挙推進協議会は、民主政治の基盤である明るい選挙の実現及び区民の投票参加の推進を期し、公正中立な立場で、自主的な選挙啓発運動を強力に展開することにより、広く区民の間に明るく正しい選挙意識を醸成することを目的として活動しています。

2 協議会の構成

○推進委員の構成員

- ・各地区連合町内会代表者等
- ・各種団体の代表者

○推進員の構成員

自治会・町内会長、シニアクラブ会長

3 役員の選任

会長、副会長及び監事は委員の互選により選任し、その任期は委員の任期とする。

4 任期

令和5年7月1日から令和7年6月30日まで

5 事業内容

○選挙時啓発

(選挙が実施される際、区内の駅頭などで投票参加を呼びかける)

○推進大会・推進員研修

(推進員の意識高揚や推進運動の充実を図るため開催)

○西区民まつり等イベントでの啓発事業

(啓発物品を配り、明るい選挙の啓発を行う)

○区内の小学生を対象とした啓発事業

(区内の小学校にて、選挙に関する講義及び模擬投票の実施)

6 推進員の役割

協議会が行う各種事業への参加及び協力をお願いします。

参加・協力の依頼は、その都度お知らせします。

※ なお、活動に伴う報酬等はありません。

～明るい選挙とは～

「明るい選挙」とは、有権者が主権者としての自覚を持って進んで投票に参加し、選挙が公明かつ適正に行われ、私たちの意思が正しく政治に反映される選挙のことです。そして、これを進めるための行政と民間が一体となった運動を「明るい選挙推進運動」といいます。この運動は、特定の政党、政策、候補者を支持したり反対したりする、政治活動や選挙運動とははっきり区別されるものです。